

第8回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和2年5月27日(水) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 佐藤 栄 一 | 委 員 | 霜 鳥 榮 之 |
| 副 委 員 長 | 高 田 保 則 | 〃 | 天 野 京 子 |
| 委 員 | 渡 部 道 宏 | 〃 | 阿 部 幸 夫 |
| 〃 | 八 木 清 美 | 〃 | 小 嶋 正 彰 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|---------|-------|---------|
| 議 長 | 関 根 正 明 | 副 議 長 | 堀 川 義 徳 |
|-----|---------|-------|---------|
- 7 説 明 員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 築 田 和 志 | 主 査 | 霜 鳥 一 貴 |
| 庶 務 係 長 | 堀 川 誠 | | |
- 9 件 名
- 1) 令和2年第4回妙高市議会定例会の運営について
 - ① 会期について
 - ② 会期日割について
 - ③ 議事日程案について
 - ④ 追加予定議案の有無について
 - ⑤ 請願・陳情受付状況
 - ⑥ 要請の受付状況
 - 2) 全員協議会報告事項
 - ① 議会側（6月5日 9:30より、委員会室にて）
 - ② 執行部側（5月27日現在）
 - 3) その他議会運営について
 - ① 各常任委員会における管内調査の日程確認について
 - ② 今後の会議等の予定について
 - 4) 議会改革について
 - 5) その他

○委員長（佐藤栄一） おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。関根議長。

○議長（関根正明） はい。おはようございます。コロナウイルスの第一波も、ようやく下火になった感がありますが、

引き続き、緊張感を持って対応していく必要があると思っております。本日は、6月の定例会の運営についての協議ですが、よろしく願いいたします。以上です。

1) 令和2年度第4回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（佐藤栄一） 1) 令和2年第4回妙高市定例会の運営についてを議題とします。レジュメ①会期についての記載のとおり、告示は明日、5月28日、招集は6月5日であります。付議予定案件について説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） はい。おはようございます。それでは6月定例会の付議予定案件を説明させていただきます。

付議予定案件につきましては、議運資料の4ページ5ページ6ページ、こちらご覧いただきたいんですけども。令和2年第4回定例会付議予定案件をご覧ください。報告は1件で、専決処分を求めるものでございます。報告第6号は、観光商工課所管です。去る5月22日に、執行部より、事務局経由で、議員の皆様へ送信しました、専決処分の通知のとおり、市内の観光事業と、市内経済の回復を図るため、市の指定する宿泊施設に県が実施する、『つなぐ、にいがた。』県民宿泊キャンペーン」を利用して宿泊していただいた方に対して、市が指定する市内の飲食店や土産物店などで使用できるクーポン券を配布するため、補正予算を専決処分したものです。5月22日専決施行となっており、補正予算額の総額は2150万円となっております。次に、議案第33号から37号までは、条例関係5件となっております。議案第33号は、総務課所管です。国権の制度に準じて、特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当の支給対象となる手当のうち、豚熱発生時に、イノシシを捕獲する狩猟者のサポート業務を追加するための条例改正ということでございます。次に議案第34号は、市民税務課所管です。1つ目は、所有者不明の土地等に対する固定資産税の課税上の措置。それから2点目は、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置、3点目につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、一定要件に該当する中小企業者に対する固定資産税の軽減や軽自動車税の臨時的軽減延長と、市税の徴収猶予の特例等の措置に準じた、市税条例、都市計画条例の一部改正です。議案第35号は、環境生活課所管です。市営バスとして運行している、平丸線と上小沢線、この2本なんですけども。10月1日から、NPO法人によるコミバスとして運行することに伴い、この当該2路線を市営バス路線から削除するため、条例を改正するものです。議案第36号です。福祉介護課所管です。新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した場合、もしくは、重篤な傷病を負った場合、またはその影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合、第1号被保険者の介護保険料の減免を実施するための条例改正ということですが、議案第37号です。こちらは健康保険課所管です。今ほど、36号で説明しましたのと、内容は同様でございます。これらの生計維持者の事業収入が減少した等の場合ですが、そういった場合には被保険者に係る国民健康保険料の減免を実施するための条例改正ということですが、次に、5ページ、上段の事件議決は2件となっております。まず、議案第38号は、こども教育課所管です。5月18日に指名競争入札による仮契約がなされた統合園新築、建築工事の請負契約の締結について。予定価格が1億5000万円を超えることから、議会の議決を求めるものです。次に議案第39号は、建設課所管です。ロータリ除雪車2台の取得について、予定価格が2000万円を超えることから、議会の議決を求めるものでございます。次の補正予算は、一般会計が1件、特別会計が2件です。まず、議案第40号は、四つの所管課による補正予算となっております。まず一つ目は、マイナンバー制度の運用で接続している自治体中間サーバープラットフォームが更新されることに伴う接続機器に必要な経費を補正するもので、所管課はこちらは企画政策課です。二つ目は、指定管理料のうち、施設管理に伴う委託料が、平成29年度から令和2年度まで、積算誤りに伴う委託料を補正するもので、所管課は福祉介護課となっております。三つ目は、マイナンバー制度に用いるデータ項目追加に伴う児童福祉システムの改修経費を補正するもので、所管課はこども教育課です。四つ目は、立地適正化計画におきまして、新たに予定されている宅地開発に伴う道路

整備費に必要となる経費を補正するもので、所管課は建設課となります。五つ目から七つ目5、6、7点目は、同じ所管課で、新しい学習指導要領に基づく、ICT環境を、小学校中学校特別支援学校に整備するための経費を補正するもので、所管課はこども教育課です。以上、議案第40号ですが、補正総額2億9413万7000円となっております。次に、議案第41号の補正です。国の通知に基づいたものですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、主たる生計維持者の収入が、対前年度3割以上下がった場合、一定の条件下のもとで、国民健康保険税を減免することから、対象となる令和元年度分の保険税還付金を補正するもので、所管課は健康保険課、国保特別会計であります。議案第42号です。今ほどの国民健康保険の説明と同じ内容であります。一定の条件下で、介護保険料を減免することから、対象となる令和元年度分の保険料還付金を補正するもので、こちらの所管課は福祉介護課となっております。次の5ページ下段から6ページにかけての人事案件は、今回は4件となっております。まず1件目は議案第43号ですが、固定資産評価審査委員会委員の川久保寛さんが、令和2年6月30日で任期満了となることから、後任委員について、議会の同意を求めるものです。こちらは再任の提案です。次の諮問第1号は、人権擁護委員の楡井義明さんが、令和2年6月30日で任期満了となることから、人権擁護委員法により、後任委員について議会の意見を得るため、諮問するものです。こちらは、新任の提案です。次に諮問第2号、こちらは同じく人権擁護委員の川村幸子さんが、令和2年9月30日で任期満了となることから、人権擁護委員法の規定により、後任委員について議会の意見を得るための諮問をするものです。こちらは、再任の提案です。諮問第3号は、同じく、人権擁護委員の大久保眞樹子さんが、令和2年9月30日任期満了となることから、人権擁護委員法の規定により、後任委員について、議会の意見を得るため、諮問するものです。こちらは、再任の提案となっております。以上で、付議予定案件の説明とさせていただきます。

○委員長（佐藤栄一） 以上、付議予定案件について説明がありましたが、特に何か御質問等ございますか。ないようでしたら、次に…。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 毎回、こういう急ぎの補正予算だとかですね、ある意味、思うんですけども毎回、議案が間に合わないとかそういうのは重なってるんですがその辺は大丈夫でしょうか。

○委員長（佐藤栄一） 局長。

○事務局長（築田和志） はい。今回はその辺を確認してございますが、議案は、明日、告示で、配布予定となっておりますので大丈夫だと思います。

○委員長（佐藤栄一） よろしいですか。次に、①会期について説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） はい。それでは、①の会期について説明させていただきます。1ページ、①会期をご覧ください。①会期は、今ほど付議予定案件で説明いたしましたとおり15件でありますので、これを審議するためには、本会議4日、委員会3日、休会12日、合計19日が必要であります。したがって、会期は6月5日から6月23日までの19日間としたいものです。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいま説明がありましたが、本会議等で、19日間を必要とし、会期は6月5日から6月23日ということで、これ何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） お諮りします。会期はただいまの説明のとおりすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、会規はこのように決定されました。次に②会期日割りについて説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） はい。それでは、②日割りについて御説明させていただきます。案につきましては、既に内示

させていただきます。資料の7ページ、会期日割表(案)をごらんください。6月5日は10時から本会議が予定されております。次に6月11日は10時本会議、一般質問となります。6月12日は10時本会議、一般質問となります。通告人数によっては休会となります。一般質問につきましては、1日に最大7名から8名となっております。次に6月16日、17日、18日は委員会となっております。なお、順番につきましては、5月11日に開催した議会運営委員会にて内定しておりますが、この後、委員長間で正式決定していただきたいと思っております。6月23日10時から本会議最終日となります。最後に、一般質問通告締め切りですが、記載のとおり、初日3日前ということで、6月2日正午が締め切りとなります。以上です。

○委員長(佐藤栄一) 　ただいま説明がありました、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤栄一) 　それではお諮りします。会期日割りについては、ただいま説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤栄一) 　御異議なしと認め、会期日割りについてはこのように決定しました。次に一般質問の通告締め切りは6月2日正午で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤栄一) 　御異議なしと認め、通告締め切りについてはこのように決定しました。なお、一般質問の割り振りについては、議会運営委員会は開催せず、委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤栄一) 　御異議なしと認め、一般質問の割り振りについてはこのように取り扱います。一般質問の割り振りについては6月2日に決定次第、連絡申し上げますので、よろしく申し上げます。次に、委員会の順番についてですが、先般の5月11日の議会運営委員会にて内定しておりますが、改めてここで確認したいと思います。ローテーション通りとして、16日火曜日は総務文教委員会、17日水曜日は建設厚生委員会、18日は木曜日は産業経済委員会です。また、6月定例会より、副市長が出席となりますが、これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤栄一) 　御異議なしと認め、委員会日程についてこのように決定されました。次に、③議事日程について説明願います。局長。

○事務局長(築田和志) 　はい。それでは、③の議事日程ですが、レジュメ1ページの③議事日程につきましては、8ページと9ページをご覧くださいと思います。まず、市長、招集挨拶があり、議事日程に進みます。別紙資料8ページ、令和2年第4回妙高市議会定例会、議事日程第1号をご覧ください。議事日程第1号、6月5日ですが、議事日程第1から第3につきましては、記載のとおりであります。第4、報告第6号、専決処分の承認は、即決でお願いいたします。委員会付託なしの即決のため、質問制限はございません。第5、議案第38号工事請負契約につきましては、総務文教委員会へ付託となります。第6、議案第39号、動産の取得につきましては、建設厚生委員会へ付託となります。第7、議案第33号及び議案第34号についての条例関係につきましては、総務文教委員会へ付託となります。第8、議案第35号から議案第37号についての条例関係につきましては、建設厚生委員会へ付託となります。第9、議案第40号、令和2年度一般会計補正予算(第5号)は、総務文教委員会及び建設厚生委員会へ付託となります。議案第41号及び議案第42号についての特別会計補正予算につきましては、建設厚生委員会へ付託となります。次に9ページ上段です。6月11日、日程第2号、本会議一般質問となります。最大7名から8名です。次に、6月12日の日程第3号、一般質問2日目ですが、通告人数によりましては休会となる場合がございます。

次の6月23日の日程第4号です。まず、本会議開会に先立ちまして、3名の議員の皆様に対して、永年勤続議員の表彰状伝達を行います。時間は9時55分から行いたいと考えております。3名は、霜鳥議員の20年勤続、宮澤議員の15年勤続、そして横尾議員の副議長としての4年勤続の表彰となります。次に、諸般の報告ですが、妙高文化振興事業団、令和2年度事業計画並びに令和元年度事業に係る決算につきましては、6月9日に評議委員会が開催されることから、その資料を添付し、ここで報告とさせていただきます。これは、今ほどの説明のようにこれから、評議委員会が開催されるため、最後の日ということになります。その後、付託案件の委員長報告、採決等々なりません。次に、人事案件は即決となります。最後に、所管事務調査があれば、議決があります。参考までですが、ここままで、産業経済委員会に付託の案件はないため、所管事務調査のみとなろうかと思われま。以上、③議事日程を説明させていただきました。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいま説明がありましたが、委員会付託、永年勤続議員の表彰状伝達、人事案件、所管事務調査について何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたらただいま説明のと通りの順で、それぞれ行うことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） それではそのようにさせていただきます。その他、議事日程について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたらこのように取り扱いをさせていただきます。次に、レジュメ2ページ、④追加予定議案の有無について、⑤請願陳情及び、⑥要請の受け付け状況について一括説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） はい。それでは、御説明いたします。④追加予定議案は、本日現在ございません。次の⑤請願、⑥要請はございませんが、⑤の陳情につきましては、本日5月27日午後3時30分ですが、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情がございます。これは毎年提出されており、総務文教委員会へ付託となります。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。請願陳情要請の関係については、説明のとおりです。なお、本日以降、本会議3日前までに提出されるものについては、議運を開催せず、その取り扱いを、初日の全協にて、議長より報告するという形ということにさせていただきたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

2) 全員協議会報告事項

○委員長（佐藤栄一） 次に、2)の全員協議会報告等について、一括説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） それでは2)の①、6月5日の議会側の全員協議会ですが、時間は9時30分から開催予定とさせていただきます。レジュメに記載のとおり、議運の協議結果及び一般質問割り振り、各委員協議会における調査検討結果など、各種報告となります。また、永年勤続表彰の祝賀会について、今後どのように取り扱うかの報告になります。②執行部側の全協です。本会議終了後、1件ございます。内容は、議案第40号の補正にかかる内容で、妙高高原ふれあい会館における指定管理料の積算誤りについて、内容が非常に複雑であるということから、全協にて、詳細説明をさせていただきたいというものでございます。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。全員協議会について説明がありましたが、永年勤続の祝賀会については、その他の議会運営のほうで、今後の会議の予定についての中で議論したいと思ひます。そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたら、ただいまの説明のとおり行うことでよろしくをお願いします。

3) その他議会運営について

○委員長（佐藤栄一） 3) その他議会運営について、局長。

○事務局長（築田和志） はい。それでは、2ページの下段をごらんください。その他、説明させていただきます。①各常任委員会における管内調査の日程確認についてでございます。資料に記載のとおり、日程で確認されておりましたが、コロナウイルス感染症拡大と、今日の社会情勢を鑑みて、開催の有無、また、開催ならどのような形で行うかなどをご協議いただきたいものです。参考までに、既に御承知のとおりと思いますが、総文につきましては6月30日、建設厚生委員会につきましては6月26日、産業経済委員会につきましては7月2日ということで、今のところ予定をされております。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいま説明があったとおり、各委員会の管内調査について、皆様方の御意見をお伺いしたいと思います。悩むところだと思いますが、一旦休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時28分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。各常任委員会における管内調査、日程並びに開催については、執行部側と相談をしながら、進め方を協議して開催するという御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認めそのように進めさせていただきたいと思います。次に、②今後の会議等の予定について説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） それでは、3ページ上段をごらんください。項目が三つございますが、一括で御説明させていただきます。まず1点目ですが、先ほどもお話しが上がっておりました、永年勤続表彰における祝賀会について、開催の有無、または延期など、どう判断していくかという問題。それから、2点目につきましては、議員力の向上研修について、どのように開催していくか、内容や講師をどうしていくかという内容。それから、3点目につきましては、各委員会における先進地調査、通常では2泊3日ですとか、県外ですとかという形がありますが、この辺をどう取り扱っていくかという内容でございます。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。今局長より、3点挙げられました。1点ずつ協議をさせていただきたいと思います。まず1点目、永年勤続表彰の祝賀会について、これは議会最終日に行うかたちが例年でございました。これについては、どのように取り扱いましょうか。一旦休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時35分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。永年勤続表彰の祝賀会については、本会議最終日に行うということで、よろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい、じゃ、そのように取り計らいます。よろしくをお願いします。次に、議員力向上研修について。この件について何か皆さん方の御意見ございませんでしょうか。この時期でもありますので、私としては、秋が来ると秋は混んできちゃうんですが、講師の関係、講師も呼ぶとすれば、今、来ていただけないので、秋口に開催するというので、少し先送りしたみたいであれなんですけど、調整したいということではいかがでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい、それでは議員力向上研修については、秋で調整することで、よろしくお願ひします。次、先進地調査について。局長より話がありました但県外のあり方、それから、二泊にするかという問題がござひます。この辺について皆さん方の御意見を伺ひたいと思ひます。暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時39分

○委員長（佐藤栄一） では休憩を解いて会議を続けます。先進地調査については、秋に行うという方向で調整に入っていたきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4) 議会改革について

○委員長（佐藤栄一） 次、4) 議会改革について。本日は今までの課題等含めて10ページに、12項目を抽出してみました。この件については、できればいつも前と同じく、小委員会を開催して内容を詰めていきたいと考えております。優先順位等も含めて、内容がおおむね固まれば、議会運営委員会に諮り、全協開催して、議会運営委員会における議会改革にかかる課題、提案等の協議結果として報告したいと考えております。ご覧のとおり今までの1年間近くやってきた議会の流れ、それから、議運の視察に行ってきた内容等、それから市長、議長の思い等を含めたのが、私としてはこの12項目ではないかなというふうに思っております。特に大きな課題になってきてるのは、新しくこの年度より、地域共生課というのができまして、総文が8課、建設厚生が4課、産経が3課、局入れてですね、ということで非常に総文が、大きくなってしまってるという問題があります。その辺が一番課題にいま、なってきたのではないかなというふうに思ってます。こういった所管の見直し等については、検討を進める必要があるのではないかなというふうに思ってますので、小委員会で検討してまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） はい。大変一つ一つ大事な課題でもあり、優先順位をつけながらですね、どれからやってくるのか、全部一度には絶対無理ですので、そこらのところをですね、皆さんの意見を聞きながらやらなきゃいけないんじゃないかなというふうに思ひます。私も二つ、ちょっとあるんですね。一つはですね、政策形成過程の説明というところで、基本条例の第11条、こちら辺のところですね、今回も、令和2年度の予算から一部施行してみようじゃないかと、こういう話がありましたけれども。いろいろな、何か課題があったと思うんですけども、進まなかったというのが現実であります。しかし、基本条例の中で、一行、一項設けてですね、取り上げてやってるっていうのは非常に重たいことでもありますので、これを、13番目なりに上げていただければありがたいというのが1点。それからもう一つはですね、今回、コロナ対策等ですね、専決処分といいますかね、がたくさんありました。これはすぐに対応しなきゃいけないという非常に厳しい状況の中でですね地方自治法の中の、議会を開催するいとまがないという、その条項の中で動いてきているわけですが、議会基本条例を制定する特別委員会の記録をずっと読んでますと、通年議会がですね、相当議論されております。もう何回も出てくるんですよ。私全部まだ読んでないんですが、とても読み切れなくて、25回やってると思うんですが、今、13回ぐらいまでしか読んでないんですけども、その中でも3回ぐらい出てきてるんですね。やはりこういう緊急事態に備えて、いつでも議会としてきちっと対応できるようにするというのが通年議会の意義であり、そういう議論もなされてはいたけれども、その時点では、時期早尚ということで、条例の中には組み込みされなかったわけですけども、それはそれとしても、こういうような状況を考えますとですね、それももう一度、通年議会の必要性について改めて議論をする必要があるのではないかなということを感じております。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいま小嶋委員から2点の提案がございましたが、皆さん方の、全体を通しての御意見をお伺いしたいと思います。ただいま提案のありました2点も追加した中で今後検討を進めるという形でのよろしいでしょうか。その中でまた優先順位をつけるということになります。では、12項目プラス2ということでもまず小委員会で、一旦練って、皆さん方に提案していきたいということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。そのように取り扱ってまいりたいと思いますので、よろしく願います。それから、その次の11ページに、委員会協議会についてというのをちょっと載せさせていただきました。これ事務局と相談をしまして、私のほうでつくったものです。先般の議運の際に、閉会中、委員会協議会で活動して、そのあと、開会中は、委員会という話をして、それを全協に持ち寄って、議会としての進め方をするというのをしたんですが、委員会協議会について皆さん方とどういうものかというのは共有してなかったというふうに思いましたので、このような文章つくってみました。書いてあるの、そのとおりなんですけど、閉会中に当該委員会に関する事件が生じた場合、継続審査事件がなければ、委員会を開くことができないと。閉会中は開けないということがあって、その場合については、開く場合には、その前の本会議において議決をしておかなければいけないというのがありますが、急な場合には、委員協議会という形で活動することになると。あくまでも限定的な活用であるということでございます。妙高市の会議規則166条には、協議また調整を行うための場、これは地方自治法第100条の第12項の規定に、沿ったものから来ているものです。別表にあるとおり、下から2番目、各常任委員協議会というのがあります。各常任委員会の所管に関する事項についての協議または調整をするというのが、委員協議会のあり方です。そういった中で進めていくというのが、委員協議会の形でございます。その裏に、事例として、静岡県伊東市議会のものホームページに載っていたので、それを載せさせていただきました。どのように運用しているかというのがそこに書いてございます。皆さん、これもまた、全協にでもこの文章をお配りして、皆さん方全員で委員協議会のあり方について少し認識を共有しながら進めていったほうが、委員長さん、それから委員の皆さん方にとっても非常にわかりやすくなっていくのではないかなというふうに思っていますので、また、皆さん方と、もう一度、後でゆっくりと、この文章読んでいただければというふうに思っていますので、よろしく願いたいと思います。この件について何かございますか。渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） はい。あと、実はですね今回、私うちの会派を代表してお話しさせていただこうと思っております。前回の運営協議会、確か、また全員協議会の中で、今回のコロナ対策については、各常任委員会で、それぞれのところを深く掘り下げる。そして最終的に全員が共有するように、全員協議会を開き、そこで一つの方向も固め、議長を通して執行部側に提案していくというルール決めがあったかと思われ。ただ今回そのルールに従わずに、若干こう、単独でこう、先走るといふ方はおかしいんでしょうけど、緊急を要したとは思いますが、進められたというような情報が寄せられておまして、我々としては、会派としては、決められたルールあるわけでございますし、そのルールにのっとっていけばある程度、それなりの力を発揮できるし、執行部も従わざるをえないような形をとってくださると思う。ただ単なる情報提供に終わってしまえば、それは執行部側で握りつぶされる。潰すことはないと思いますが、それだけで終わってしまって、何の形にもなっていない。であれば、我々会派が提案した特別委員会の設置、それについて、前回議論したものが全く無になってしまうと思ってしまうわけでございます。そしてまた今回情報提供によりますと、あくまでも、早急に対応という形で、いろいろな情報提供を行われたんですが、何をどういふふうに対応したらいいかというのが情動的には漏れていたということで、対応しろ対応しろと言われたとしても執行部のほうでは、何をしたいかわからない。そんな情報提供をいただいたとしても多分、執行部側は、対応としてはこんなことしましたみたいな、何ていうんですかね広報にちょっと載せ

てそれで終わりだったりする。それでは全く意味ないわけです。ですので、全員協議会を開いた中で、各常任委員会が持ち寄ったものを議論し、より実効性のあるものに高めて、執行部へ提案していく。そういう形をもう一度、ルールの再確認をしていただきまして、実効性のある形をとっていただければと思っております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄一） 前回の議運の進め方で、各委員会の皆さんは、いろんな形で委員協議会を開くなり、進めていらっしゃると思うんですが、前回の議会運営委員会では、各委員会がおのおの会議を開き、そして情報収集、まとめたものを、全員協議会に出し合って、それで、全体としてまとめていくという話であったと思います。今後についてもそのような形で進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、この件について何かございますか。霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） はい。私たちもこれからやるんですけども、事を進めている、進めるっていう形の中でね、新たに気がついたんですけども。私たちは、きょうこの後、それぞれの個人からのものを取りまとめて、委員会としてどうするかというそういう方向性を出すんですけども。ただ、議員はそれぞれ独立してるっていうこういう形があるんで、まとめるのは所管内なんだけど、他の所管のところにも、気のついた問題課題等を取り上げ審議してくれっていう、調査してくれっていう、こういう形のものを、横のつながりの中で出し合うっていうことも、一応、この中でもって、確認だけさせといていただければなというふうに思うんですけど。当然いろいろ出てくることによってダブリはあると思うんで、それは大いに、大いにっていうかね、ダブリそのものについてはちゃんと調整すればいいんだよって。そうすることによって、全体の意見、声等も反映することができるということになるので、ぜひその辺のところも、常任委員の所管を乗り越えたところでも、他の所管のところにも、そういうものをまわすっていう形だけ確認しておいていただければなというふうに思います。

○委員長（佐藤栄一） 全協の場ですね。委員会で各まとめたものが、所管。はい。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 委員会でまとめるっていうかね、またはそれぞれ予定それぞれなんで。だけど早めにそういうのがあったら早目に委員会のほうに提案すると。その提案するのも個人提案っていうよりも、できれば、委員会の中でもって、委員会間でもって情報提供しながら、要請するっていうような形がとればそっちのほうがいいのかなと思ったりもしてます。

○委員長（佐藤栄一） はい。各委員会の中でそのようなものが出てきたら、早めに、所管の委員会のほうに話を持っていくということですね。ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたら、今後もこのような形で進めていきたいと思っております。なお、6月初日の本会議前の全協では、報告等は多分、30分しかないんで、できないかもしれないんですが。この件についてはどうしましょう。各常任委員会の皆さん方それまでに、委員会の様子をまとめられるんなら例えば、初日の本会議終了後、もう一度全協を開いて、そのための全協をやるという形もあるんですが、突然の提案で申しわけないんですが。渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 産経のほうでは、一応、商工関係団体との懇談会を開いたり、また建設厚生さんのほうでも、委員さん集まられていろいろな話をされていると。その中である程度固まったものを、当初我々が特別委員会を開きたいと言ってもやっぱり即効性という部分が大きなところでございます。それを生かすには、6月にどうしても何らかの形で、形を見せていきたいと。多分皆さんも思われているんじゃないかと思っております。ですので、終わった後、全協を開いていただいて、そこの中で議論するのがよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（佐藤栄一） 八木委員。

○八木委員（八木清美） はい。私たちが総文ではこの後、個人の議員の意見がもちよられるんですが、6月5日で、また、集約したものを一つにまとめてまた皆さんと意見を共有できるっていうのが、5日ならいいかなと思いますので、後半に、全協を持っていくっていうのがいいんじゃないかと思います。

○委員長（佐藤栄一） はい。ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） はい。まとまって言うとかいないとかじゃなくて、お互いに情報を共有するっていうこの立場で行ったときに、中間報告であったって別にどってことないと思うんです。そこでもって報告することによって、先ほど私も発言しましたけども、その中でもって、例えば、自分の所管外のことについてだって、提案することもできるし、情報を確認することもできるしっていうことなんで、できる限り、全協は、やったほうがいいと。即効性って要するに急がなきゃいけないっていうその辺もあるんですけども。もし、その所管の中でどうしてもこれ急いでやらなきゃいけないって言ったときは、そこで確認すれば、別段、全部揃わなくたって、その部分だけでも、当局に要請することができる。こういうスタンスでもって臨んでいただきたいなというふうに思います。

○委員長（佐藤栄一） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今の急がなきゃいけないというのは当然の話ですし、委員協議会の中でどこまで詰めてあるかっていうのはね、ちょっと疑問な点があるんですが。当局にこういうことを申し入れるということを前提としてどれとどれとどれということなのか。あるいは、私どものほうでやったのは、所管事務調査どうするかと、何を取り上げて、まず、今の現状についてきちっと説明を受けて検討し、そしてその上で何をできるか、申し入れを取りまとめるというような考え方でね、やってきているつもりでいるんですけども。そうじゃなくて、5日の日、全協やってですね、何を全協、議会として当局に申し入れるのか、そこまでいくということであれば、もう一度ちょっと練り直さなきゃいけないんで、そこら辺ははっきりしていただきたいと思います。

○委員長（佐藤栄一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 急がなきゃいけないっていうのはあるけども、性急にやればいって問題でもない。したがって、私さっき発言したのは、その結論っていうかね、それがまとまってからでないと報告できないっていうことじゃなくて、その方向性を定義するということだって、情報交換のもとになるというふうに思いますのでね。何でもかんでもそれやるためにそれを追記してって、急ぐものはそうやってやらなきゃいけない部分もあるかもしれないけども。そこにだけ、何て言いますかね、向かっていくっていうことでなくて、いうことだと思うんでね。だから、全体の中でもっとそれを出し合うことによって、もし全協の中でね、それは急いだほうがいいっていう全体の声であって、それをまとめて出そうよってことになればそれはそれであるし、そうでなかったら別段それをそんなに急ぐためっていうかね、中途半端でもってそれを持っていう形じゃないというふうに思います。

○委員長（佐藤栄一） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私もそう思うんです。だから議会としてまとめて当局に意見を出すということになれば、委員会としてですね、委員会として、決めていかなきゃいけない。今の委員協議会ではですね、そこまでの権限はないわけですし、委員会、委員協議会で決めたことを申し入れするとすれば、個人の名前でやるようしょうがないというような見解でもありますので、それはそれとして、それは全く別の話ですけども、議会として申し入れするためには委員会であらうということが取りまとめをして、全員でまとまる、まとめるということになるんじゃないかっていうふうに思うんですが、それはどうなんでしょう。急ぐことは間違いないんですけど。

○委員長（佐藤栄一） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 前回のね、全協、うん。議運でも全協でも報告したのは、委員会でもまとめなければっていう、委員会として提出するっていう位置づけじゃないんですよ。全員協議会の中で、情報を共有する中で、みんなで

もってまとまった意見として、議長が当局に申し入れをするってということなんだよね。委員会が申し入れするってこういうことじゃないんですよね。ここんところさっきのどこでしょうかね、委員会と協議会の関係で出されたけども、ここで確認したのは、それぞれの委員協議会でもって、調査研究を進める中で、それを全員協議会に諮って、全体の意向として、議長が当局に申し入れするという、この形ですんで、この形を逸脱してしまうと、それは、協議会では、その結論出せないという形になるんでね、そこは私は、はきちがいちゃならんということだと思っんです。全体ではとにかく議長名で申し入れすると。議長名で申し入れするがために、全員協議会を必要に応じて開くということでありまして、ここんところは、みんなでもって共有した徹底が必要だろうというふうに思います。

○委員長（佐藤栄一） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） はい。よくわかりました。全員協議会開いて、全体で議会として申し入れすることが非常に大きな力になる。私も当然そう思いますし、そうしなきゃいけないというふうに思います。ぜひそうしていただきたいんですけども、全員協議会は、個人として発言してやるってということなのか、委員会としてまとめたのをそこで発表するという方向とるのか、それによってちょっと委員会、協議会ということになると思うんですけども、そこら辺のところの扱いが変わってきますので、統一的な見解をいただければと思います。

○委員長（佐藤栄一） 当然、ここまで全協を開くまでに各委員会を開いてるわけですから、委員会の中間報告ということで取りまとめを、委員長さんから報告いただいて、全員協議会というのは今度個人ですから、おのおのが発言をしていくという形になるのではないかと思います。ですから、今回もし、初日の本会議後にやるとすれば、各委員会の結果報告というよりは中間報告という形でやっていかないといけないと思います。今小嶋委員のほうから所管事務調査という話もございました。当然、本会議の中には、常任委員会の開催日が決まっております。その中で事前に所管事務調査として、執行部側のほうに手続しておけば、これは今度、各常任委員会の中で、その問題については、所管事務調査ができる。特に今回産経さんの場合には、案件がないので、所管事務調査をやらないと委員会がなくなってしまうので、そういったことがありますんで、ただ問題は補正予算の中身が見えてないので、今、皆さん方常任委員会の中で、所管事務調査はこれやろうという話があっても、補正予算に含まれてる可能性もあるわけなんで、その辺は今後、明日の告示の資料を見ながら、決めていただければというふうに思います。このような形でいかがでしょうか。それでは、6月初日の本会議終了後、全員協議会を開催するというところで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ではそのように取り扱っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。5) その他について事務局から説明してもらいます。局長。

5) その他

○事務局長（築田和志） はい。それでは5) その他について、3点ほど御報告させていただきます。1点目につきましては、初日の開会前の市長の挨拶において、その挨拶の中身でお話をする内容を報告いたします。2050年までにCO2排出量、実質ゼロ宣言をするというような内容を、皆様におり込んでお話することが一つ。もう一つは、国立公園妙高の鳥ということで、ライチョウの指定についてのお話、この2件をおりませめて、冒頭の挨拶をさせていただきたいということでお話を受けております。次に2点目ですが、最終ページ、資料の13ページをご覧くださいと思います。5月25日付けで、市長から議長あてに公文書にて要望が提出されております。この内容は2点でございます。まず1点は、委員会への執行部側の出席について、委員会室への補佐級の出席をお願いしたいというものです。補佐級といいますと、当然補佐、それから、局長、それから室長、これ該当すると思いますが、この

方々を委員会室に入れていただけないかということ。それから、2点目につきましては、委員会における所管出席について、これ総文と産経さんなんですけども、総文につきましてはまず最初に市長部局が終わって、そのあとに教育長部局が入ってきて委員会を開催するながれで、お願いできないか。もう1点は産経さんですが、こちらは市長部局を最初に行って、そのあとに公営企業が入ってきて、委員会を開催していただけないか、最後には皆さん全員そろってという形なんですけども。こういったことで、効率的な委員会出席をお願いしたいという内容で、この2点目につきましては、9月定例会から、できたらお願いしたいという内容のものでございます。それから、3点目です。昨日今日で国のほうで第2次補正というのが新聞で取り沙汰されておまして、本日でしょいか。国会で議決される予定だというふうに見ておりますが、その内容によりましては、今後、追加議案として、市として補正等が提出される可能性がある。もちろん、内容によっては出されない可能性もあるということなんですけども、そういう旨を、議会運営委員会の中でお話をさせていただきたいということで、皆様に御報告、この3点でございます。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。それでは1点目の市長の開会の挨拶については、CO2の宣言と、それから、ライチョウの指定ということでございますので、この件について何か。御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） なければ、市長のお話を聞くということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。2点目の公文書の件につきまして、この件についてどうでしょうか。一つ言えることは総文は8課についていれると、この部屋は密になってしまうと。霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） まだそんなにイメージわかないんだからね。イメージわかんないんだけど、ただここであつてのように、市長部局を先にやつて、そのあとに教育長部局をやって、その部分についてはなんだけど、そうでないのについては一括になるんで。2増分になるね。だから、その辺のところは、ちょっと何かこうやつてってイメージわかないなど。多くなるってことは、補佐級も入つて、局長も入るとなると、かなり密になるっていうのは、それは十分想定できるんだけど、実際に入つてみてどうなんだろうっていうと、なかなかね。これは、今の密っていう、3密をさけてっていう形でいれば、まあまあ混んでたつてとこあるんだけど。議会審査をスムーズにいくには、そういうパターンのがいいんじゃないかっていうのは、考えないこともないんだけど。ただそんだけ入つて今の時期にどうなんだろうっていうのもあつたりするんで、ちょっとその辺は、もうちょっと様子見てっていうか、我々がイメージわくような形で、ほかの常任の皆さんは、それでもなんだけど。総文はとてもじゃないけどもっていう形だと思いますんでね。ちょっとその辺は、もうちょっと時間が欲しいなというふうに思ひます。

○委員長（佐藤栄一） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） はい。これ、ほかの説明できる説明員が中か入つてきたときに、例えば委員会の中で、答弁を求めたとしても、課長でなくその説明員がよりわかるからって課長から振られその方が説明するようなことも、往々にして考えられると思うんですよね。そうすると課長は、自分の説明できる担当の係の係長クラスを連れてきて、その方々に説明させて、自分はほとんど説明しなくてもよくなる。そんな意味合いも何とか考えられてくるのが1点。もう1点目として、産経の場合は確かに、企業会計部分以外はガス水道局長、ずっときいてるだけで、全くこう。市全体とおせば関係あるでしょうけども、見ていて気の毒になるぐらいですので、私は産経のこの企業会計部分は後からっていうのは、これは、容認してもよろしいかなと思ひます。以上です。

○委員長（佐藤栄一） ちょっと。暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時21分

○委員長（佐藤栄一） 休憩を解いて会議を続けます。市長の挨拶については、そのまま受けるということをお願いしたいと思いますし、申し入れにつきましては、1点目については、今後まだ検討していく中で、できればこのままの形でいいのではないかとということで、執行部側に話していきたいと。課長のみの出席と。2点目の委員会における所管委員会については、8月の議会運営委員会で結論を出すということにしたいと思います。補正予算については、その都度、対応していくしかできませんので、できるだけ臨時議会を開いて対応してほしいということで申し入れするということがよろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） そのほか何か皆さんのほうでございますか。1点私のほうからですが、今3月議会で、会議規則の一部の変更、改正をさせていただきました。それに伴いマニュアルのほうの変更をしていかなきゃいけないというのがありまして、これにつきましてはまだまだ、直すところがいっぱいあるんですが、一つの区切りとして、7月くらいまでに、小委員会で中身を少し調整させていただいて、皆さん方にお示しをして、マニュアルの一部改正をしていきたいというふうに思ってますが、よろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい、そのようにしていきたいと思えます。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ほかになければ、以上をもちまして議会運営委員会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

閉会 午前11時22分

議会運営委員会委員長	
------------	--